

平成17年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成17年9月20日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成17年9月20日 午前9時29分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員(1名)

12番 平村 真成君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長代理 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 藤本万亀子君

書記代理 中村 和典君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田村 博君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
企画課長	中野 守雄君		

午前9時29分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。平村議員から欠席の通告を受けております。

それでは、8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1. 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は9名であります。平村議員より欠席の通告を受けておりますので、8名で通告順に質問を許します。

最初に9番、田村三郎議員。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。一番最初から嫌な質問を3点ほど、よろしくお願ひします。

まず第一点目は、防災の日には全町を挙げて訓練すべきではないかということですが、御存じのように9月1日は防災の日ということで、全国でかなり大がかりな訓練をやってます。これはテレビでもかなり放映されておりますし、小泉総理自身も出て指揮をとっている姿を目にしております。

それらを考えまして、じゃ、当町はどうかと。旧東和地区では消防団、これは全員出て一応、

午前中やってるんですけど、他の地区、やってない地区もかなりあると。やはり11月6日には県の防災訓練、この周防大島町、全域を挙げてやることになっておりますけど、東南海・南海地震の指定地域でもあります関係から、できれば毎年9月1日は全町を挙げて訓練をやって、少しでも町民の生命、身体、財産、これの被害を少なく、このように考えておりますけど、町長の所見をお聞かせください。

二点目は、自主パトロール。これについては、この美しい海と海岸を守ろうということで町民の間で自主パトロールをして、釣り客、あるいはキャンプする客に対してごみはちゃんと持って帰ってくれよというようなことを呼びかけて実際やっております。

ところが、小積地区ではことしの8月13日、広島県のやくざ者と岩国のやくざ者、10名ずつ来てキャンプやって、一応、事前にその方たちが「キャンプはいいけど、帰るときはちゃんとごみをきれいにしてくれよ」と言ったにもかかわらずですね、広島県のやくざ者はちゃんときれいにして帰ったんですけど、岩国のやくざ者が大量のごみを置いて帰ったと。このことについては現在、警察の方で捜査中で、要するに長たらしい条文ですけどね、破棄物の処理及び清掃に関する法律違反ということで現在、鋭意捜査中であるということ聞いております。私も立会人になってますけどね。

そういうようなことから、町の人がやくざ者、あるいは一般の人に注意するにつけて、何の腕章とかそういうのをしてなきゃ、「おっさん、何か文句あるのか」というようなことで食ってかかれると。ですから、町の腕章でもあれば、町から頼まれてこのきれいな海岸、これを守るためにやってんだというようなことで注意しやすいというようなことで、合併前、油宇、東和町にお願いしたんだけど、それはまあ合併後に考えようというようなことで、現在、まだそういう腕章等はいただいてないと。何とかボランティアでやるから腕章等をつくってもらえないかと。そうすれば注意したいと。注意しても相手からそんなに文句言われたいというようなことで、この点についても町の考え方をお聞かせください。

第三点目は、ちょっときついですけどね、本年6月のこの定例議会で一般質問をしましたが、観光産業を伸ばす上であらゆる施策を町の方が講じてると思うんですけど、例えば、「義経ゆかりの井戸」、「島末城」、これに看板をつけてもらえないかというようなことを提案しましたが、町長は、「関連性のある史跡につきましては、今後、観光面での可能性を見極めつつ、鋭意検討していきたい」と、このような回答をいただいております。そこで、具体的にどのように進んでるのか。その辺の進捗状況についてお聞かせください。

以上3点、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、田村議員さんの御質問にお答えをいたしますが、まず最初に、

防災訓練についての御質問でございます。

「災害は忘れたころにやってくる」と昔から言われておりますが、最近では全国各地で頻りに地震が発生をしておるわけでございます。日本中、地震の起こらないところはないわけでございます。もしかしたらあすは我が山口県に発生するかも知れないわけでございます。

本町は、お説のとおり東南海・南海地震の対策推進地域に指定をされておるわけでありまして、そうしたことから「防災ボランティア講演会」、あるいはまた教職員、町職員を対象とした「防災セミナー」や「安心をして住むことができる防災セミナー」等を開催をしておるわけでございます。

また、本年11月6日には「守ろう！動こう！助け合おう！」と、こうしたサブタイトルによりまして「山口県総合防災訓練」が周防大島町全域にわたって実施をされるわけございまして、現在、防災関係者において訓練内容等の検討会を数回にわたりまして開催をしておるわけでございます。

自然災害での台風や地震等の災害に備えた防災訓練は、消火、避難誘導、救助等、いろんな局面を想定した訓練におきまして、臨機応変にどう対処するかによりまして災害は大きくなったり、あるいはまた小さくもなるわけでございます。

11月6日に実施をされます「山口県総合防災訓練」を契機といたしまして、本年度以降につきましては、関係機関等と協議をいたしまして、防災の日、あるいは防災週間等にあわせまして、毎年新たに防災訓練計画を立案をいたしまして、訓練を実施してまいりたいというふうにお考えをしておるわけでございます。

それから、二番目の自主パトロールにおきまして、腕章の交付についての御質問でございますが、犯罪のない安全で明るく住みよい町を実現することは、町民すべての願いでもあるわけでございます。本町では「自分たちの町は自分たちで守ろう」という機運が高まる中で、他の地域に先駆けまして、昨年でございますが、「周防大島町・安全安心町づくりの推進協議会」が設立をされております。

推進協議会の活動は、「無理をせず、身近なことからコツコツと」というのを基本理念におきまして、各地区の活動委員会が中心になってごみなどの不法投棄の巡回パトロールや交通安全日における交通安全旗の掲揚、各種防犯交通キャンペーンの参加などであり、幅広い活動を積極的に推進をしておるわけでございます。

田村議員さんからの御質問でありますように、自主パトロールにおいて、海辺でバーベキューをした後、そのままごみを置き去る者に対しましては、注意をする場合に腕章があれば注意がしやすいんじゃがというお話ございまして、その際の腕章の交付はできないかということでございまして、本町の戸田地区のボランティア団体に対しまして、周防大島町防犯対策協議会という

のがありますが、この方から防犯パトロール用の腕章を交付をしておるわけでございます。

同協議会におきましては、地域の安全を推進をしていく上で、地域における自主防犯団体等への助成を行っておりますので、事務局であります大島警察署生活安全係に問い合わせてみましたところ、腕章の交付希望があれば、予算の範囲内で助成することができるのとことのでありましたので、警察署の交番、または駐在所の方へ直接お申し込みをいただきたいと思っております。

それから、三番目の観光への具体的な取り組みについてでございますが、現在、周防大島町内における観光事業につきましては、町の観光協会を初めといたしまして関係各位の御尽力によりまして、本年秋口以降、徐々にではありますが、目に見える形でお示しできる状況が整いつつあると考えております。関係各位に深く感謝をいたす次第でございます。

さて、このたびの御質問であります前定例会の際の「義経ゆかりの井戸」とか、あるいは「島末城の石垣」とか、あるいは「弁慶船繫松」の3史跡にかかわる観光面での可能性についてでございますが、現在の検討作業の進捗状況はいかがとの再度の御質問でございます。

今現在、町内の各郷土史会がございまして、それによりまして調査研究を行っているところでありますが、観光という見地から3カ所につきまして現地を調査しましたところ、当該の観光資源として取り上げるための要因であります現地の現況及び交通の利便性、史跡、名勝としての認知性等、諸般の事情が山積をしておるわけございまして、以上のようなことから、本町といたしましては、現段階における観光面での掘り起こしについては困難であるというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 第一点の訓練については、毎年、防災の日にあわせて新たに訓練を実施したいということで了解しました。よろしくをお願いします。

二点目の自主パトロールについての腕章については、これは大島警察署の生活安全課、ここで話せば腕章がいただけるというようなことで、これについても了解いたしました。

三点目、今、町長から御回答があったんですけど、秋口以降やっていくけど、これはなかなか困難であるというようなことで、ただやはりミカン産業、あるいは漁業、これがかなり衰退しているというような現状を踏まえると、何とか観光面で伸ばしていきたいと私は自身は考えてるんですけどね。

前回の質問で早速、町長が答えてくれました源平瀬戸内海絵巻、これ、よくできてます、すごくてね。ただ、これ、県が出してるんですよ。それと、由良の「弁慶船繫松」、これはちょっと載ってないですね。ただ、あそこは私なんかよく通りかかるんですけど、駐車スペースが2台ぐらいしかないんですけど、時々、車がとまってあの案内板を読んでいる姿を目にしています。そうい

う面で確かに「島末城」、あるいは「井戸」ですか、小松開作、これについては難しい面はあるかとは思いますが。

現在、文化財審議委員の方が「小松開作の井戸」については看板をつくってます。もう間もなく建てるような話を聞いています。また、「島末城」については、標柱、要するに案内の標柱ですね、これを3本つくってこれはもう建てると。そして、頂上にはやはり看板をつけたいということで看板もつくっていると。要するに一般の方がこれだけ観光面について力を入れている。それらを見ると、町としてももう少し援助してやってほしいなというふうに考えてるんですけど、その点いかがですか。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 地元の方が大変御尽力を御協力をいただいております。心から感謝を申し上げます。執行部といたしましても、そうした地元の皆さん方の心に対しまして、今後努力していきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） しっかり努力をお願いします。

最後に、当町で出してる、観光協会が出してる「油宇周防大島ぐるっと遊覧マップ」、これはですね、私なんか東京へいた関係で東京からお客さんが結構来るんですけど、これを見せると「よくできてる」と、非常に。「ああ、これで大島のこと全部わかる」ということで、かなりですね、「持って帰っていいか」というようなことでね。私も道の駅とかあるいはいろんなところで集めて、持って帰ってもらって宣伝してくれということ。かなりよくできてます。これにあと二、三ページ、義経のロマン的なものを書けばですね。結構、このまましっかり観光で使えるというふうに考えてます。確かに金額聞いたら若干高いね。

これ、今、一つのこういう形でするようになっていう案が出てるんですけどね、役場の観光課で聞いたらね。やはりこういう形にすれば、本の中にちょこっと差し込めるというようなことで。かなりこれは評判いいですから、できればもっと多く出して、県外にアピールしてもらいたいと思ってます。

以上で質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、田村議員の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、15番、黒田壇豊議員。15番。

議員（15番 黒田 壇豊君） 15番、黒田壇豊が今から質問をさせていただきますが、最初に、今回の台風14号が私どもが想定したような大きな被害が出なくて、しかも人災といえますか、こういう面が皆無のような状態であったことは、町当局の皆様方の細心の配慮があったおかげ

げだということで、まず最初にお礼を申しておきます。なお、不幸にして被害の影響を被られた方々に対しては、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回の質問は4点でございますが、第一点は、前回の6月議会で質問をいたしました県についてのその後の進捗状況をお尋ねしてみたらと思います。

その1が、町民の意識調査の件であります。もう少して丸1年を迎えようとする周防大島町でございますが、その間にいろいろな山積する重要課題が出てきておるとは思いますが、こういったことも含めて一応、アンケート等による民意を尋ねるのも一つの方法ではないかと思いますが、その点についてその後の変化をお尋ねいたします。

その2については、さきに田村議員の方からも提案が出ましたけれども、防災が11月の6日に郡で行われるということでもありますけれども、この防災マニュアルのようなものを町の行政委員、あるいは区長、こういったところに配布をして、より積極的なアプローチのできる体制をつくっておかないと、泥縄式な訓練に終わってしまうんじゃないかということで、この辺のその後の進捗状況をお尋ねいたします。

なお、防災に関するハザードマップ等も完成が急がれると思っておりますけれども、この辺がどうなっているか、お尋ねすることが第一点でございます。

続きまして、第二点としてお尋ねしたいのは、広域営農道路といいますが、今工事を続行しておりますが、大島橋線が家房トンネルの工事を終えると貫通するのではないかと思います。一応、家房トンネルの1期の工事が18年の6月30日が工期の終了日になっておりますけれども、これが完成の暁には、非常に寂しい場所にもありますけれども人通りも割と少ないところで、郡外からのいろいろな廃棄物の投棄場所になるのではなかろうかと心配をしておる町民の方々もたくさんおられますので、この辺について行政当局としてはどのような対応をしておるのか、お尋ねをいたします。

続いて第三点でありますけれども、これは青色水路と申しますが、特に水というのは高いところから低いところへ落ちてくるのはこれは自然の理であります。町の高齢化と農業離れといいますが、こういったことから青線水路の管理、維持、そういった面が非常に手薄になっておるように思います。このことについて町当局としてはどのような対応をお考えかということ。よく「水を制する者は国を制す」とか、「治山治水」とかという言葉が政治の世界では使われておりますけれども、この辺の今後の町の取り組みをお尋ねいたします。

最後に、箱物行政のことについての考え方をお尋ねしてみたいと思います。既にちまたでは、総合庁舎建設を固有名詞を出してどこそこにあるんだという評判まで出てきております。また、学校の統廃合等を含めたいろいろな町内の箱物の維持管理についてのこと、そういったこと、さらに含めて新たな建設、こういったものを考えた箱物行政の基本的な考え方をお尋ねしておきた

いと思います。

以上4点をお尋ねいたしますので、よろしく御回答をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 黒田議員さんの御質問、4点ありますが、第一点でございます町民の意識調査について。その後、アンケート等による実施の必要性を感じないのかどうかという御質問でございます。

さきの6月定例会で黒田議員さんから、合併後の町民の意識を具体的に探ることは、以後の町政に重要なことではないかと思うが、今後、アンケート等による情報キャッチの計画は予定されているのかどうかとの御質問をいただいております。

その答弁の中で、現在、「周防大島町総合計画」を策定中ですが、この計画は平成15年5月15日から6月10日までの間に大島郡合併協議会が郡内全世帯及び学生を対象として実施をいたしました新町建設計画を策定するための住民意識調査であります。これを尊重いたしまして基本とすることとしております。

このアンケート調査は、郡内全世帯1万9,803世帯を対象といたしまして、一般住民とそれから郡内の中学生、高校生、専門学校生、高等専門学校生1,756人を対象としたアンケートの2種類で実施をしております。町政に関心のある方の自主的な回答であります。町民の意識が十分把握できる調査結果であると私は判断をしております。町民全体を対象としたアンケート調査は現在のところ予定をしておりますと答弁をしておりますが、前回の答弁と今も変わっておらないわけでございます。

しかし、総合計画の後期基本計画は平成23年度から始まりますので、後期基本計画に反映させる意識調査として町民全体を対象としたアンケート調査を平成21年度から22年度に実施をしたいと考えております。

なお、総合計画以外の個別計画であります総合保健福祉計画策定のためのアンケート調査と、周防大島町男女共同参画に関する意識調査に関するアンケートを現在行っております。それらをそれぞれ計画に反映させていきたいというふうに思っております。

それから、ハザードマップの作成についてでございますが、防災マニュアル及び防災のハザードマップの作成についての御質問にお答えいたします。

防災マニュアルの作成につきましては、現在、地域防災計画の作成準備中ですが、来年度末には本町の防災計画は完成をいたしますので、完成後、防災計画をもとにした防災マニュアルを作成をし、町内全世帯配布をいたしまして、防災に対する啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

防災ハザードマップにつきましては、県の事業で、平成17年度洪水、あるいは高潮のハザー

ドマップ整備支援事業におきまして、災害時の地域住民の行動や危険箇所等の防災情報を周知することを目的といたしまして、洪水、高潮時の浸水想定区域等を特定するために現在、旧橋地区の2級河川であります宮川と お宮の隣の川がありますが、宮川を浸水予測等の解析調査中でございます。

年間を通じて河川の水位等の解析調査後、ハザードマップを作成をすることになります。今しばらくお待ちを願いたいと思います。

なお、今後の浸水が想定される区域を特定をいたしまして、5カ年計画で順次、防災ハザードマップの作成に取り組む予定にしておるわけでございます。

それから、二番目の御質問でございますが、広域営農団地農道大島橋線完成後の対策についての御質問にお答えをいたしますが、現在、広域農道大島橋線の工事を行っておりますが、全線の完成は平成22年度の予定でございます。

御質問の平成18年6月30日までの工期となっておりますのは、家房トンネルであります。完成後の対応につきましては、廃棄物の投棄問題を含めまして環境問題全般にわたる啓発活動を行うと同時に、開通後に合わせまして、本年スタートしました周防大島町環境衛生推進協議会と協議をし、連携をとるなどいたしまして、看板設置等の対策に取り組んでいきたいと思っております。

それから、三番目の青線水路の整備についてでございますが、青線水路及び赤線道路の維持管理につきましては、かつて国有財産法によりまして、地域受益者が青線や赤線を利用する見返りにこれを維持管理をするよう指定をされております。現在もこの規定を踏襲をいたしまして、地域受益者におきまして維持管理をしていただくこととしております。

議員さんお説のとおり、本来なら地区住民で管理すべきものでございますが、農家の高齢化や農村における過疎化の進行に伴いまして、耕作放棄園や管理不徹底の園地の増加を来しております。多くの農業離れによりまして課題のいろいろな面に直面をしておるわけでございます。

国におきましてはこれらを危惧をいたしまして、平成12年度より農家の持続的な発展とその基盤でございます農村の振興を図る目的で、中山間地域直接支払い制度を発足をさせておまして、農地、農業用水などの資源の適切な保全管理や耕作放棄地の発生防止等の多面的機能の保全の面で成果を上げてきているところでございます。

ちなみに町内におきまして、現在、96集落の協定が結ばれておるわけでございまして、農家の方が共同でこの交付金を利用いたしまして、道路及び水路の維持管理がなされておるわけでございます。ことしもさらなる集落協定数の増加を目指しまして、大島郡内5会場で中山間地域直接支払い制度についての説明会を実施をしたところでございます。

なお、青線水路の現状は、町内を網の目のように張りめぐらされておるわけでございまして、

これを町において維持管理することは不可能というふうに考えておるわけでございます。町といたしましても、従来より国、県の補助によりまして水路、農道等、各種事業に取り組み、整備しておるところでございます。今後におきましても地域住民のニーズを的確に反映をいたしまして、より効率的、効果的な事業の展開を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

それから、四番目の質問でございますが、箱物行政の基本的な考え方はどのように考えているかということでございますが、箱物行政と言われると響きが余り芳しくないわけでございますが、御質問の総合庁舎は今もそうでありまして、改築された後においても県の施設でございます。したがって、町の立場からは維持管理に関して意見は差し控えたいと存じますが、周防大島町が所有する公共施設は、小中学校を初めといたしまして多岐にわたります。その数も相当数に上がっておるわけでございまして、これらの建物、さらには今後予定されている新たな施設の維持管理、基本方針についてのお尋ねであります。既にある施設については、管理者等において維持管理経費がかからないようにするという経費節約の意識と啓蒙が重要であろうかというふうに思っております。

あわせまして合併する前に各町におきまして類似施設や重複する施設があり、合併後もそのままの状態でも周防大島町の管理下になります。これらの施設を整理統合することによりまして経費の節減につながりますので、このことについても今後検討していくべき課題であろうかと思っております。

また、今後新たにできるものにつきましては、施設そのものにかかる経費の負担、あるいはまた環境への負担が少ないものであることが大切であると思っておりますので、そのようなスタンスで今後の施設建設に臨みたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 黒田議員。

議員（15番 黒田 壇豊君） 大変御丁寧な御回答をいただきまして感謝しておりますが、1、2、3という質問は問題提起の形は多いと思いますので、今後の施策に十分配慮をいただいて、住民の安心安全な島になれる行政をしていただきたいというように思います。

四番目の箱物行政につきましては、当町が発行しておる書類を見ますと、気になるのが經常収支比率の問題であります。これが99.6%ということ町当局が既に発表しておりますが、理想としては町村では75%以下ぐらいに抑えるのが正常だということが言われております。その線から行きますと非常にオーバーしておりますが、今後の町債等の問題とも相まって、慎重なひとつ御計画をお願いしたいと思います。

なお、起債制限比率も当町は15.2%というのを刷り物で出しておりますけれども、これも

14%が危険水域の上限であって、それを上回っておるということは大変心配になることであって、機会があれば次回に今度はこの辺の問題をつぶさに質問をしたいと思いますが、今回は問題提起として投げかけておりますので、これで私の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、黒田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、6番、浜戸信充議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それでは、大きく3件の御質問をさせていただきます。

まず第一に、事務所の位置ということでございますけども、本庁の事務所の位置については合併協議会において決定をされ、それから、旧4町において議会で採決をされております。ということは当然、それを尊重していくということは至極当然のことだとは思いますが、先日の全員協議会においてそれを尊重していくという御発言でございましたけれども、恐れ入りますが、もう一度、ここで御答弁をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、二番目は、町内の河川、排水溝などに樋門があるとありますが、そこに今後、排水用のポンプを設置をしていく計画があるかどうかという尋ねです。

最近、台風がよく来ますけども、どうも最近は高潮というか、潮が大きいときに台風がよく来ます。樋門については多分、高潮対策のために樋門を設けられとると思っておりますけども、台風が来ることによって雨が当然降るわけですが、問題は大雨が降ったときにその水をどう排水をしていくかということだと思います。そのためにはポンプを設置してくみ出す以外方法はないんじゃないかというふうに考えますので、今後の計画があれば、それを御答弁願います。

それから、三番目ですが、斎場建設計画ということで御質問させていただきますが、どうも私が、これはもう今までも何回か全員協議会などで御質問させていただきましたけども、浜戸はどうも反対じゃないかというような意見もあるわけですが、私は何も反対をしとるわけではありません。御案内のとおり旧大島町といいますか、大島地区において現在あります火葬場については、もうとても使用ができにくいといいますか、本来であればもっと早くに建設ができておればというふうに考えております。

ですから、当然、斎場建設については一日でも早く完成を見るべきだというように思うわけですが、一つ、私がやっぱり、今度合併をして周防大島町の議員として一つ気になるのが、今までどのような経緯でこの話が持ち上がったのか。それから、完成後はどのようにこれを利用していくのか。ここに書いてありますように、どの程度の利用者を見込んでるのか。また、使用料についてなど。その辺をやっぱり私は知る権利があると思っておりますので、ぜひここ、特に過去の経緯、旧大島町の議会において特別委員会をつくられて議論をされたそうですけども、その程度の話しか知りませんので、もう少し詳しく御答弁願えたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをい

たします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、浜戸議員さんの御質問にお答えをいたします。

事務所の位置についての御質問でございます。8月の臨時議会、全員協議会におきまして、県の総合庁舎の位置については山本の山本教授の感想といたしまして、久賀のグラウンドが最適地であるとの第一印象であったという県からの情報についてお知らせをしたところであります。

これに伴いまして今後の対策をどのようにしたらいいかではありますが、合併協議会の協定項目の附帯決議にあります「新町の事務所の位置は、改築後の県総合庁舎の所在地とする」ということがうたってあるわけでございます。このことにつきましては、合併の協議の段階で協議会の中で確認をされ、各町の合併関連議案に参考資料として合併協定書が添付された上、議会の議決がされておりますので、当然のことながら尊重すべきであると私は思っております。

県の情報を受けまして、先日の全員協議会の際にもいろいろ御意見がございましたが、議論展開ができるよう資料の整備につきましても、担当の方に指示を現在しておるところでございます。この件は大変大きな課題でありますので、議会におかれましても十分に議論展開をしていただきながら、早急に方向性を出していただきたいというふうに思っております。

それから、樋門、ポンプ等についてのお尋ねでございますが、町内の樋門は58カ所ございます。そのうちの主に住居への浸水防止対策で設置をされました強制排水ポンプ設置箇所が22カ所ございます。この施設の管理は地元関係者へ委託をしておるわけでございます。

今後の強制排水ポンプの設置計画でございますが、県では現在、整備中のものが2カ所、新規計画が1カ所ございます。町では久賀仲町地区のポンプ改良1カ所、その他、平野地区の強制排水ポンプ設置、また、森地区のスライスゲートの電動化等、数多くの要望がありますが、計画的に実施をしてみたいと考えております。

なお、参考までに、山口県では潮位等の高潮関連情報の共有化、排水機場、水門、樋門の遠隔監視、手動式の水門、樋門の電動化、排水機場施設の一部ポンプの自動始動化、波浪被害監視装置の設置、自動通報装置の設置を計画実施をしていくと伺っておるわけでございます。

それから、三番目の斎場の建設計画についての御質問でございますが、旧町におきましてどのように建設計画が持ち上がったのかということございまして、私もあんまり定かではございませんが、火葬場は昭和40年に建設をされております。長期の稼働に伴いまして年々歳々、劣化が進行しております。施設の能力とか敷地面積に起因をいたします駐車場が狭いので、隣接する町道に駐車する者がふえ、近隣住民の通行に支障を来してきたわけでございます。

また、現在、隣近所などのコミュニティー組織の援助によりまして、執行している葬祭が近隣住民の高齢化によりまして執行が難しくなったり、生活様式の変化に伴いまして、住宅等の構造

変化などの諸要因によりまして、住家で葬祭をとり行うことが困難な状況になりつつあるわけでございます。

第3次の大島町総合計画の策定に当たりまして、平成12年度に実施をした住民意識調査においても、「行政が今後特に力を入れるべきもの」の第4位に「新斎場施設の建設」という回答を得たことを受けまして、現火葬場の新設整備について第3次の大島町総合計画のマスタープランとして位置づけられていたものでございます。

また、その用地確保に向けまして調整をしてきたのが、平成15年度に用地確保のめどが立ちまして、旧大島町で予算計上をされ、建設用地の取得及び斎場施設の設計を完了していたものでございます。

それから二番目の、葬儀ができる規模になっているが、どのような要求があり、建設後はどの程度の利用があると見込んでいるかということでございますが、現在、旧大島町では、各家庭で葬儀を行っている現状であります。地域性によりますけれども、大島地区では集会所での葬儀ができませんし、住民からの要求もあったわけであります。

建設後の利用件数ですが、平成16年度の大島火葬場は125件でありましたが、新斎場完成後には久賀地区等からの利用も含めましてふえるのではないかとこのように考えております。

それから、使用料についてでございますが、橘斎場と整合性を図りながら決定をしたいと思っております。橘斎場におきましては、火葬使用料が1体につきまして1万円でございます。それから、通夜で使用する場合の使用料は、1日に4万770円でございます。

以上で答弁を終わります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ありがとうございます。本庁の事務所については、いずれにしても本庁方式をとっていかないと今の分散のままでは効率的に非常に悪いと。やっぱり非効率だということ考えますんで、やっぱりできるだけ早く部署をまとめるということが必要かというふうに考えます。ありがとうございました。

それから、二番目の樋門といいますか、ポンプ設置のことですけれども、もう既に計画があるようなのでその計画を早目に実施していただきたいというふうに考えますが、一つ問題は、現在、そういう台風とか災害のときには、消防団が出て実際には可搬をそこに持っていき、くみ上げる　くみ上げるというか、やっとなるわけですよ。ですから、それは当然、消防団の出動の仕事になるんでしょうけれども、ただ、ほかになにもないから今、消防団が出れるんで、例えば、ほかに災害があれば、消防団、当然、そっちにも出動しなきゃならない。という意味からすると、やはりそこにポンプを設置しておくということが必要かなと思いますので、今後、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、斎場についてはよくわかりました。私たち地元に戻りまして、やっぱり必要なんだということで説明をしてみたいというふうに考えますので、後から出てくるようですけども、できるだけ早くやっぱり完成を見るようお願いをしたいと思います。

ただ一つ気になったのは、先ほど町長の答弁、平成16年度が旧大島町が120何件利用があったという。今後は久賀の方からという 多くはなるだろうという話でしたが、これはあくまで火葬としての利用でしょうから、私が聞きたかったのは、そこでどのぐらいの人がそこで葬儀として利用されるかなというところが知りたかったんで、ここをもう一度、そういう見込みがあるのかどうか。あれば、もう一度、そこだけ御答弁願えたらというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それではお答えいたしますが、斎場施設での葬儀件数を推測するということは大変困難でございますが、近隣の柳井市におきましては、平成15年度に27.1%、それから平成16年度に25.1%の利用があったようでございまして、それから推測するわけでございますのでよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 町長さん、今の27.1%っていうのは、火葬としての利用者の中のうち、葬儀としての利用者がそれだけあったというふうに理解していいんですかね。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 斎場利用がということでございます。火葬をやって斎場利用したのが.....。

議員（6番 浜戸 信充君） はい、わかりました。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） では、すべて了解をいたしましたんで、ありがとうございました。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。15分。

午前10時27分休憩

.....
午前10時45分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

次に、7番、杉山藤雄議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 7番、杉山藤雄でございます。ADSL、いわゆるインターネットの接続に関して質問させていただきます。

インターネットの利用は、今日、企業活動ではもちろんのこと、一般日常生活にとっても欠か

せないものになってきております。瞬時にして日本の全国はもとより全世界から情報が収集でき、また発信することができます。これからのインターネットの利用はますます拡大して、社会行動も大きく変わることが予測されております。

今回は旧橋町の日良居地区、局番で73でございますが、いわゆるインターネットの接続が大量高速通信ができるADSLに接続できないのであります。どうなっちゃうんだろうかということをお願いして聞いてありますが、わしもインターネットの「イ」ぐらいしかわからなくてあります。余り詳しくないんで、ひとつ議会で質問して、実現できるように努力したいということで今回、一般質問にさせてもらたわけですが、一般回線に接続して利用してあるわけですが、ADSLに比べて速度が非常に遅くて、こりゃ間違えたんじゃないかって忘れたころにぱっと画像が出てくるというようなのが実態であります。しかも、料金が結構、電話回線の料金と同じでありますので高いというようなのが実情であります。

なぜ、73局がADSLに接続できないのかということで、いろいろぱらぱらと情報は聞いておりますが、正確な情報がわかりませんので、ぜひひとつ行政の立場で説明を求めるところであります。

情報通信基盤の格差を是正してユビキタスネットワーク社会を目指すということがこのたびの周防大島町の総合計画案であります。はっきりその案の中に企画されております。地域によるこういう情報基盤の格差、いわゆるデジタルデバイドを解消することが行政の大きな使命というふうにも考えます。関係機関との話し合いは今までどういうふうになっちゃったのか、今後どういうふうになっていくのか。ひとつ御説明を願いたいと思います。

それから、このADSLの接続するためには、我々が聞いておる情報では交換機の更新が必要なんじゃと。電話交換機の機械の更新が必要と。で、現在ある交換機があるところは場所が狭いんで、あの倍ぐらい場所がないと新しい交換機がいろいろ理由で入れられんじゃというふう聞いております。

さらに、73局は利用者ちゅうか、の見込みが今後ともそう急速にふえるという見込みもないというようなことで、いわゆる投資効率が悪いといいますが、というようなことからどうも今まででぶられちゃうというふう聞いておるところであります。私は用地の確保とか、あるいは機械の整備等でのいわゆる情報基盤の整備、インフラ整備に金がかかってやれんのなら、少々のことなら財政支援をお願いしたいというふうに考えるところであります。特にバスが通わなくなった過疎地はバスが通うし、いろいろな対応が足りておりますので、ぜひともこのインフラ整備に財政支援が必要な場合はぜひともお願いしたい。そこら辺のひとつ所見もあわせてお伺いしたいと思います。

以上、インターネットのことに御説明をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

ます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 杉山議員さんのADSLの接続についての質問にお答えをいたします。

大島郡内のADSL化につきましては、旧大島郡町長会、あるいはまた旧4町や周防大島ブロードバンド化推進チームが主体となりまして推進をしてきたところでございます。

ADSL化につきましては、利用者数等、採算面でのさまざまな困難な条件がありましたが、住民アンケートや説明会の実施、またNTTの要望等、粘り強く取り組んできたところでございます。

その結果、平成15年12月に大島、久賀、安下庄局が、その後また下田、和田局にADSLが開局をされたわけでございます。

杉山議員さんの御指摘のとおり、日良居局におきましてはADSLが開局をされておらんわけでございます。すでに供用されておる局につきましては、既設の交換機ボックスにADSL関連機器を増設するスペースがあったわけでございまして、NTTも利用希望者等、総合的に判断をされまして実施をいただいたものと思っております。しかしながら、日良居局のボックスにはそのようなスペースがないために、新たなボックスを建設しなければならないわけでございます。

この建設費等に多額の経費がかかるという問題があるわけでございます。町といたしましても、ADSL提供エリア拡大につきまして、NTTに対しまして強く要望をしておるところでございますが、このような理由から現実に至っていないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、町民が等しく情報サービスが受けられるように関係機関への要望等、今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 大変ありがたい御回答をいただきまして、もう一つ、住民の方の立場から言うと、73局うちゅうか、いわゆる局番の設定は住民が好んでやったわけでないんでありまして、例えば、安下庄局の77局でやってくれちゃったらどうとはない接続できるわけなんで、我々がこれまで73局をやってくれて言うたことは一遍もないわけで、そこら辺がですね。あるいは、久賀の72局とどっちでもええんです。局番の方を変えて接続してもろたら、何ら関係ないんじゃないかというような意見もある。

それで、そこら辺のことと、今、町長さんの御答弁で、行政の方も地域格差、いわゆるデジタルデバイドのないように、等しく町民が今の最先端の情報の文化の影響を受けるように一生懸命努力するという、ありがたいんでありますが、努力してもできたらこれも困るわけでありまして、私は一日も早うそれが実現するように。

ようけもない若い人が新しく家をつくって移り住んでインターネットを接続しようと思うたら、

あら、ここはこれは一般の回線でないとなつたんです。病院もええ病院がある。それからコンビニもある。小まいながら郵便局もある。歯医者もある。いろいろ便利がええとこで、島の中央ではあるし。だが、来てみたらいわゆるADSLのこのインターネットの接続がこれはいよいよ山の中も一つもかかりゃせんというようなことで、わしも若干悪口を言われました。ひとつぜひとも実現できるようによろしく御指導をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長、答弁させます。

総務部長（村田 雅典君） 杉山議員から局番エリアの設定で77局、あるいは72局でもいいんだという御質問でございました。これも当然、局についてはそれぞれのエリアについてNTTが設定してるものでございまして、どこで自分の好きなエリアをとというわけにはいきません。

それと、あわせてADSLの局の局舎を設定しまして、それから3キロないし4キロぐらいが限度でございまして、それ以上離れるとADSLの効果は少ないということが言われておりますので、最終的には御希望の73局へ設定しなければADSLのメリットは出てこないだろうというふうに思っております。

だから、内容につきましては先ほど町長が答弁したとおりでございまして、いろいろ局舎の問題もありますけども、利用者の数というものが当然、NTTの設置をするかしないかという判断の材料の一つになるわけでございますので、今までの既設のADSL局についてはそれなりの利用者があるということで設定をしたものでございまして、そのあたり十分比較検討しなければいけないなと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。以上で、杉山議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） それじゃ、一般質問を行います。

通告の内容、これは一つは環境整備、二つ目は子育て支援、そして三つ目が教育問題、そして最後に県の総合庁舎建設と周防大島庁舎の建設についてという順番で質問を行います。

まず、環境整備についてであります。

先ほど黒田氏の答弁でかなり長く答弁されました。そういう中で1点聞いておきたいのは、周防大島町の高齢化率の中で、もう一つはいわゆる国の財産から地域に移管される、町に財産が移管されました。そういう中で実態として私はその地域を守ることになれば、当然のように町の職員さんの直接対応や、また、今行っているような小規模中央対応を含めてですね、実際的には直接工事をしていかんとなかなか環境は守れないという実態があります。その点で一点目、町長の見解を聞きたいというふうに思います。

二点目、迅速な対応をするために総合支所に対する予算、職員配置、決裁枠の拡大が必要と。

見解、対応を求めるということであります。

これも当然であります。今の分町分散型の中では当然、総合支所の部門の充実を果たせません。仮に将来的に本庁方式になろうとも、実際的にはその地域を守る、または住民の利益を守るという立場からすれば、当然、窓口業務をどれだけ充実させるかというのは原点の問題です。そういう立場から改めて町長の見解を聞きたいというふうに思います。

次に、子育て支援であります。これは御承知のように現在、乳児検診については1歳半、3歳児検診、これは回数はふえたところではありますが、実際的には旧橋に統合されたということで、実は非常に困ったという若いお母さん方がたくさんおられます。そういう中で、旧来同様4地域でとりわけ考えていただきたいのは、旧大島地域ではそれぞれ、例えば1カ月検診等がありました。そしてまたそれがなくなるということで、基本的にはかなり不満が出てる部分です。合併後の不満をなくするというのも町長の大きな仕事の一つというふうに考えております。その点でぜひとも早期に旧町、地域、旧4地域でそういう検診体制をとっていただきたいというふうに考えます。当然、医師会との協議も必要というふうに考えておりますが、ぜひとも要請しておきたいというふうに思います。

次に、子育て支援の二点目として、乳幼児無料化制度、これを現在合併した中で旧大島地域が行っていたのを旧4町に広げて小学校3年生まで可能ということになりました。旧大島町時代、私が議論してきたのは、実は所得制限の枠を撤廃するのか、もしくはいわゆる中学校入学前というふうに広げていくのか。やっぱりどちらかを選択したらより多くの世帯から喜ばれるんじゃないかということで議論しました。そして、合併後も同じように、一応、枠が広がったといえ、同じように旧4町に広がりましたが、実態としては止まったという状況です。今の状況下でぜひとも子育て支援という立場から制度の充実を求めるという点で質問したいというふうに思います。

次に、教育問題についてです。

一般的に言えば、子供たちは未来を担う担い手、宝というふうに言われます。その中で実は修繕補修費が少ないために、例えば子供たちがガラスを壊した場合に、実際、父母負担にしてるといふようなことを聞きました。それはあってはならないことなんです。事実なら私は財政法違反であるというふうに考えております。教育委員会としては事実関係の調査、そしてその財政法違反という私の見解に対して教育委員会はどのような見解を持っているのか。また、あった場合は、即刻そのことがないように対応を求めるといふ点であります。

次に、県の総合庁舎建設と周防大島町庁舎のあり方について質問いたします。

県の建てようとする総合庁舎の規模、また機能について、一体いつごろいわゆる示してくるかという点であります。基本的には、県が責任を負ってつくるものについては県議会が議論します。しかし、その必要性については、やはり私はいろいろ議論があるところだ。私からすれば、

やっぱりどれだけこの過疎の地に県の職員を配置してくれるか、これが一番大きな問題だというふうに考えております。

実際的には、県の職員をいつ引き上げるかという点については、18年度に一定程度の方向性を出すというのが県の見解です。しかし、今、その県の見解の前に一定程度、いわゆる箱物をつくるということが既に言われておりますので、一体、いつごろ基本構想について、場所を含めて出てくるのか。

今たまたま出てきておるのは、地質調査の対応された方が久賀のグラウンドがよかろうと言うて帰られたというのが公式見解です。しかし、やはりつくるとなるといろんな議論、当然、県は県なりに1兆円を超える借金状況ですから県が判断することです、規模についても。しかし、一体いつまでに私たち議会の側に示すのか、場所を含めてですね。その辺のところをまず1点、聞きたいというふうに思います。

それともう一点は、県の建物なのに町が土地をいわゆる手当てすると。これは不確かな情報かわかりませんので、見解を聞きたいというふうに思います。

そして、一たん町がいわゆる補てんして、それを県がどういう格好かで補っていくと。いわゆる今まであったのは土地のいわゆる代替ちゅう格好でありました。それもちょっとよくわかりません。実際今、町は県からその土地のいわゆる手当てについてどのように言われているのか、正確なところを聞いておきたいというふうに思います。

また、事実関係とすれば、実際的にどのぐらいかかるというふうに踏んでるのか。今出ちよるような久賀のグラウンドのところだったらかなりの金額が予測されますから、その辺を含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、もう一点ですが、今の三点目は総合庁舎と周防大島町の本庁の併設合築について聞きたいというふうに思います。といいますのは、私はいずれにしてもですね、新たに所在地に併設ということになれば、当然、建設費等、多額な財政負担になる。また、いわゆる引っ越し費用も多額だという状況です。今回は町の財政状況から見てどうなのかということで聞きたいというふうに思います。

町は既にですね、先ほどもありましたけど、かなりの町の財政状況も厳しい状況ということは執行部も知っちょると思うんです。そういう中であえていわゆる新たなところに併設ということになれば、これ以上の負担は耐えられるのかどうかという問題もあります。その点から見て執行部の見解を聞きたいし、そしてまた今県が進めようとする総合庁舎の建設、これと逆に私は町の庁舎、これは切り離れた方が財政論的には合理的というふうに考えておりますが、それについても見解を聞きたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 広田議員さんの4つの課題につきまして、御答弁を申し上げます。

まず最初に、環境整備についての御質問でございますが、地域の環境整備につきましては、合併によりまして住民サービスが低下しないようにということで各総合支所に地域支援班を設けております。そして、なるべく住民に負担をかけないようにしておるわけでございます。

中規模以上の水路や道路事業につきましては、農林課、あるいは建設課等の県費の補助事業で対応しておりますが、小規模の事業で直接、関係者において作業ができないものにつきましては、小規模施設整備事業で対応している箇所もあるわけでございます。各総合支所の地域支援班を御利用願いたいというふうに思っておるわけでございます。

町道及び県管理以外の河川につきましては町におきまして管理をしておりますが、町道だけでも総延長が455キロあります。これを維持管理することは相当困難な状況になってきておるわけでございます。したがって、法定外の公共物につきましては、今後とも関係者による平素の維持管理をお願いするとともに、この上とも御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

総合支所は合併の際、旧町単位に設置をしたものであります。住民の方が通常の生活をする上で支障を来さないよう、総合窓口班と地域支援班の2つを設置しております。

合併前に組織を考える上で、町民の声を適正に反映することができ、親しみやすく利用しやすい指揮命令系統がわかりやすいものにするを基本にいたしておりましたが、特に地域に密着する総合支所につきましては、迅速に対応できるよう予算、あるいはまた職員配置につきましては、合併前の各町のそのような体制よりも充実をしているのではないかとこのように思っております。

今回の補正予算におきましても、支所及び出張所の経費の増額をお願いをしており、住民要望にこたえるため、可能な限りの予算配分をしているところでございます。ただし、本課というものがそれぞれの部にあるわけでありますので、金額的に一定額を超えるものにつきましては本課で対応ということはございます。

また、決裁権につきましては、事務決裁規定に基づきまして事務処理を行っておりますが、組織機構の見直しを含め、適宜行わなければならないと思っておりますので、どの部分をどのようにすることがふさわしいのか、折を見て具体的に御指摘をいただければ幸いです。

それから、二番目の子育て支援事業につきましてでございますが、乳児検診の1歳半、3歳児検診は回数がふえたが、旧橘町に統合したため、大変不便になったとの声が多い。旧来同様、4地区でできるように求めるとのことでございます。

乳幼児検診である1歳6カ月と3歳児検診は、健やかな子供の成長発達を目標に、疾病の早期

発見や発達が順調であるかどうかの確認、そして、発達が月齢、年齢相当であることを評価をし、有所見者を拾い出すスクリーニングを主目的として行っておるわけでございます。

したがいまして、身体的なものに加えまして言葉や遊びなど、子供の動き、あるいはまた保育の状況などを見ております。また、3歳児につきましては、この時期の弱視、難聴を放置すると重大な影響が残るために、視力の検査とか聴力検査も行っておるわけでございます。

旧町のときは旧町ごとに年3回から4回、1歳6カ月児と3歳児を合同で実施をしておったわけでございますけれども、合併後の体制につきましてはより効果的に、また、検診の精度を上げて実施をすることに視点を当てました実施の仕方につきまして検討してきました。

その結果によりまして、平成17年度は1歳6カ月と3歳児を分けて隔月でそれぞれ年6回ずつ、旧橋のケアプラザで実施をしております。そのため、できるだけ早い時期に健康診断を受けることができるわけでございまして、異常の早期発見、あるいはまた介入につながる体制をとると同時に、受診可能な回数も拡大をしてきております。

また、グレーゾーンの子供が増加傾向の中で、気になる子を早期に発見をし、フォローアップをしていくことが重要であります。言葉や遊びの面から発達状況を専門的な視点で観察してもらうための専門のスタッフも加えて実施をしておるわけでございます。

1歳6カ月児と3歳児を分けて実施することにしたのは、同年代の子供同士の遊びの場面の観察や親子関係を十分に観察することで、気になる子や虐待等の親子関係を早期に発見できるようにするためです。また、同年齢の保護者が集まることで、育児に関する悩みを共有したり、子育てのアドバイスをし合うことや、他の子を見ることで自分の子を振りかえることができると考えておるわけでございます。

また、開催場所につきましては、当初、各保健センターを持ち回ることを検討しておりましたけれども、出生月で近い保健センターで実施をできる人と遠い保健センターに行かなければならない人が出てくることとなります。同じ地域に居住しているにもかかわらず、不公平が出てくることを考えると、ほぼ中間点で、また、検診場所として子供の遊び等の観察もでき、医師会の意見も聞きながら診察もしやすい施設をと考えると、現時点で実施しているたちばなケアプラザが適当との結論に至ったわけでございまして、そのように実施をしておるわけでございます。

来年度につきましても、以上の理由からいたしましてたちばなケアプラザで1歳6カ月、3歳児の検診を隔月で開催する方法をとることがいいと考えておるわけでございます。距離的に遠くなった地域もあると思いますけれども、検診の目的、意義を母子手帳交付時や、あるいはまた新生児訪問等で十分説明をいたしまして理解を求めると同時に、健康診断の必要性を感じていない保護者の方には意識向上を促すよう保健活動を行っていきたいと考えておるわけでございます。

それから、乳幼児無料化制度、中学入学前まで対象となるよう制度の改善を求めるとの御質問

でございますが、乳幼児無料化制度、中学入学前までを対象となるよう制度の改善を求めることについての御質問でお答えをいたしますが、福祉医療制度の中の乳幼児医療費助成につきましては、就学前の児童を対象に個人負担分を県と町でそれぞれ2分の1の補助を行い、無料としておりますが、さらに当町では小学校1年から3年までの児童を対象に単独で医療費の助成を行いまして無料としておるわけでございます。これは少子化対策の一環といたしまして、山口県内では当町だけが独自で実施をしているものでございます。

県の補助制度が就学前児童を対象としている現在、また、財政面からも当面は現行どおり小学3年生までの上乘せ助成を行いまして、これを小学校6年生まで拡大することは今のところ考えていません。

それから、教育問題につきましては、教育長の方から説明をいたします。

それから、最後になりますが、県の総合庁舎と周防大島庁舎の建設についての御質問にお答えいたしますが、まず、県の総合庁舎の規模、機能についてであります。さきの全員協議会におきまして担当の方から説明をいたしましたとおりでございますが、県におきましては、8月になって大島総合庁舎の基本構想作成についてコンサルと契約をしたところでございます。

したがって、御質問のいつごろまでに明らかにするのかということにつきましては、不明であるということしかお答えできない状況でございます。ただし、県におきましては組織機構の再編という大きな課題がありますので、その時期に合わせるということでありましたら、今年の11月ごろには基本構想ができて上がるのではなからうかというふうに思っておるわけでございます。

次に、土地の関係についての御質問でございますが、原則といたしまして、県の建物が建っているところは財産管理の関係で県や所有するということになっているようでございます。久賀グラウンドが最適であるとのことから、現在のグラウンド借地部分、約2,000坪を町の所有とした上で県が他に所有している土地と等価交換することになると思われます。

負担は幾らぐらいかかるかということでございますが、所有者の方とまだ交渉に臨んでいるわけではございません。話をするにいたしましても議会の大方の賛同がなければこのことは成就しないわけでありまして、このことにつきましては、それなりに見通しが立たないと具体的な数字が示せないところでございます。話が進めば、議員御指摘のとおり代替の土地により新たな土地所有につながるわけでありまして、有効に活用できる方途を検討しながら進めていきたいと思っておりますので、その節は理解を賜りますようお願いをする所存でございます。

最後に、町の財政を圧迫するとの御意見であります。本町は山口県で唯一、東南海・南海地震の対策推進地域であります。この地震に対する避難場所等々に利用されます町民ホールというのは、県が対応してくれるものと私は理解をしているわけでありまして、県と町の建物が同一場

所で連携機能して初めて防災センターと避難所を兼ねる町民ホールの必要性和存在感があると思
っておるわけでございます。

県におきましても、単独の町に2つの県有施設を建設するということは大変な英断であるとい
うふうに思っております。この計画を無にすることは、行政を預かる者として忍びないところで
ございます。県と町が連携をして同一場所でなければ、町民ホールそのものの建設がどのような
ものになるか、定かではございません。財政的な問題ももちろんのこと、現在の庁舎の活用をは
じめといたしまして、いろいろな角度から議員各位の本音の議論の中から結論を出させていた
だきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） それでは、学校の修繕費についての御質問にお答えをいたします。

町内の小中学校の管理につきましては、学校基準法に基づき、管理を行っているところでござ
います。御指摘のように、維持補修費につきましては大変厳しい財政状況のもとでございます。
必要最小限の予算措置をいたしているのが現状でございます。

しかしながら、学校施設の修理が発生した場合はその都度、補正予算等で対応し、施設の補修
を行ってきております。特に台風等による緊急修理が必要な場合には、財政課と協議を行い、そ
の都度対処しているところでございます。

議員御指摘の児童生徒がガラス等を壊した場合の修理費用について、保護者にその負担をさせ
ているのではないかという御質問がありましたが、学校管理下において児童生徒の不注意、いわ
ゆる故意でない等による発生した場合については、学校管理の修繕費で対応しているのが実情で
ございます。

ただし、児童生徒が学校管理下以外、これはスポーツ少年団、その他等でございますが、ある
いはそういったことでガラス等の施設を破損した場合、あるいは学校管理下においても生徒の故
意によるガラス等の施設の破損をした場合は、児童生徒にその状況をよく聞き、指導した後に保
護者の方へ説明を行い、応分の負担をお願いすべきだというふうに私どもは考えております。

このたび議員御指摘のように町内の小中学校に対して事実関係を調査いたしました結果、本年
度に入り、児童生徒の原因による事案が7校13件ほどありました。そのうち、4校7件は児童
生徒による故意によるものであったため、保護者の負担とした旨、学校長からの報告を受けてお
ります。今後も学校施設の維持管理につきましては、鋭意努力してまいりたいというふうに考え
ております。

以上で終わります。

議員（16番 広田 清晴君） 議長。

議長（新山 玄雄君） 教育問題の。

議員（１６番 広田 清晴君） いや、さっき通告はしとるがね、質問上で触れんかったんで、議長。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） まず第一点は、環境整備についてであります。

実際的にその地域を守るということになれば、どれだけいわゆる町が一定程度見るか。先ほど例示されたいわゆる町道だけで４５５キロあるということでもあります。しかし、実際的に国から言うなれば地域に移管されて、そして実際的に過疎地での高齢化した町での実際的なその地域を守るということになれば、当然、かなりの町の予算で見ているかと実際的には改善できないというのが客観的事実ですから、後段部分で答弁されたいわゆる一定程度の補正対応、これは当然必要ではないかというふうに考えております。

それともう一つは、本課合併後ですね、当初から要員配置を見てみると、実際的にはかなり総合支所に対する要員が減ると。これは実際的には本課へ吸収という格好で首をかしげちょらんと答弁をお願いしたいんですが、実際的には３名ほど本課の方に異動ということになっちゃりやせんかと思うんですが、その辺は事実と違うんかどうか。いわゆる地域職員配置の状況がいわゆるそれまで総合支所の配置だったが、本課への引き上げという異動で、実際的には３名ずつ、各支所は減っちゃんじゃないかと思いますが、ちょっと確認しちよきたいんで聞いておきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の御質問は、総合支所が合併した当初より３名ずつ減っておるという御質問でございますが、その議論になりますと、合併当初の職員数１７名が適正であって、今の１４名が少なくなるということなのかわかりませんが、要するに道路の維持管理の部門で今御質問だったと思うんですが、要するに旧町では例えば建設課、または産業振興課というふうな課の中で町道、農道の維持管理を行っておったと思います。ただ、今はそれが総合支所の方で小規模の維持管理は行うということになっております。そういうことからいたしますと、本課の方では道路建設とか、また大規模な維持管理についての業務に専念できますし、小規模の維持管理については各地区に配置してあります４つの総合支所で維持管理をするということございまして、それらの中で旧来の町の旧町での維持管理の要員からすれば、当然、各、今、総合支所における維持管理で旧町との比較をしたと。結果が先ほどの答弁になったというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 今、要員関係で実際的に合併当時の要員が妥当かどうかという形で答弁がありました。私は確かに中身が問題というふうに考えております。中身というのは、どこまでがいわゆる実際的な総合支所で行っているかと。私は当然、基本的には各地域、４つの

地域の総合支所の各窓口業務をですね、対応人口、いわゆる対応すべき人口、いわゆる対応面積、それが違うんで、当然、横に平たいもんじゃないというふうに考えております。それは大前提です。

しかし、実際的には要員が一定程度おるときには矛盾が出てきません。例えば、一定量の業務をこなすのに一定量の要員がおれば、実際的には矛盾は出てきませんが、要員が引き上げられれば引き上げられるほど、矛盾が出てくる。それは同じようにいろいろ業務をやっていくときに、その地域で相手するいわゆる住民人口が違うわけですから、当然、住民人口の多いところには多くの相談が来るし、基本的には。また、一定程度、面積の広いところについてはそれは来るというふうに思います。当然のように決算上も出ておるようにいろんないわゆる件数も違うと思いますし、当然、違うと思います。一律には考えてはいけないというのは私も考えております。

しかし、矛盾が出てきよるんです。例えば、台風等が実際出ると窓口はどうするかというと、女性の職員まで張りつけせんにやいけん。連携ができちよりやいいんです。例えば、いわゆる総務部と地域支援班がきっちり連携をとって、言うなればその避難場所に行くという具体的なね、具体論で言えば。連携ができとりやええが、そこに行く場合については、総合窓口が担当するとすれば短い要員の中でやっていかんにやいけん。

また、期日前投票についても、例えば、ここでやる場合と他の地域でやる場合については、当然、期日前投票のいわゆる日数も違うてくる、いうふうに思いますから、当然、いろんな変化があると。ですから、一概には言えないということなんです。

しかし、一定程度、充実させとかと、対応ができないというのも客観的事実です。実際的に今、具体的に3名というのは答弁がありませんでしたが、実際的には私は3名少なくなっちょんじゃないかと。例えば、私のよくわかる旧大島地区においても窓口部門が 窓口といたしますが、総合支所全体で3名減っちょんじゃないかと。久賀、東和、橘もそれに類して減っちょんじゃないかというふうに考えております。当然、きちっとした対応をしようとするれば、一定の要員が必要ということは事実だというふうに思います。

その点からぜひとも早期に さっき、町長の方は、機構やいわゆる組織を考えていく中で当然考えなければならない問題だというふうに私は答弁を聞いておりますので、その辺は再度、検討の中でやっぱりその地域を守るためには一定程度充実という立場から、さらなる検討を求めておきたいというふうに思います。それが一点です。

次に、二点目として、私は先ほど教育委員会の方の答弁で気にかかるのがですね、教育問題の中で。いろいろ調査したが、これが子供のいわゆる故意に関する、故意に関する。子供が故意に壊したもんだから補てんさせたという部分で聞き取れました。それはやっぱり私は、よく再度調査を求めておきたいというふうに思います。

といいますのが、私は基本的には財政法から基本的には考えております。言いますのが、財政法の中で他に負担、町民に負担させてはならない項というところがあえてあると思うんで、その点を深めながら再度いろんな格好で対応を求めておきたいというふうに思います。その点は提起だけしておきます、時間的な部分がありますので。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それともう一点。通告しとって先ほど述べなかつた点についても、これは提言として聞かせていただきたいというふうに思います。といいますのが、中学校の統合問題について各地域で今説明会をしております。そして私が危惧するのは、数値目標、期日設定、これは結局、市町村合併同様の一定のタイムリミットを求めた押しつけになつたらいけないという立場から質問通告しております。この点もぜひ、こういう立場、考え方を御理解いただいて対応を求めたいというふうに思います。

それと、実際的に次に移ります。基本設計について、県の総合庁舎の建設については、一応、11月ごろ出てくるだろうということであります。で、町長の立場からしたら防災上という言い方をされました。しかし、町民が一番危惧しておるのは、合併によってですね、何かっていうたら暮らしや福祉に対する予算がどれだけいわゆる要求としてかなえられるのかという点が実際的な要求なんです。

ですから、中本町長のする仕事は財政再建といわゆる町民の暮らしや福祉を守る。これが2つの私は条立てが必要だというふうに考えております。合併協から言われたからどうじゃこうじゃちゅう問題でもない。合併協で決めたからというもんでもない。それやったら合併協が決めたことであつて、財政破綻すりゃ、これは合併協で決めたことが悪かつたんよということになります。

ですから、今回言っているのは、財政論から考えてどうなのかという提起なんです。財政論。今回、実際的にどういう状況かというのを財政当局に調べさせてないんで、実際、合併時点のいわゆる負債、いわゆる借金の状況、改めてここで言うときたいと思います。

かなり最初の当時議論したんで、はあ忘れちよるかもわかりませんので改めて言うときたいと思います。例えば、合併当時、旧久賀町、一般会計で幾らあつたのか、合併当時。148万1,000円。これだけ一般会計で借金があつたんです。(発言する者あり) ああ、ごめん。(発言する者あり) ああ、1人あたりですか、町民1人あたり。それで、実際的に旧大島町、74万8,000円です、1人あたり。1人あたりですから太いですよ。で、旧東和町、1人あたり140万9,000円。それで、旧橘町が1人あたり94万9,000円。これだけの借金をしておつたわけです。これがベースです、合併時点の。1人あたりの借金のベース。

それが合併後、いろんな状況が加味されてくると思います。それがふえていくのか、減っていくのか、実際的には。わしは少なくとも多額の借金を負わない。いわゆる将来的には財政再建と

というのは、どれほど借金を抑えながら運営していくのか。これが大事なんです、实际的に。

ほいで、私はあえて県がやることと区別して今回言いました。県。県が 基本的には私たちも困りますよ。しかし、その県の建物については県議会が議論することなんです。私は新たないわゆる本庁のための財政事情、建設のための財政事情。そしてまた移設のため、本庁のための移設、そのための多額な費用。これは将来的に大きな住民負担になって、そしてそのもう一方でどうなるかっていったら、いろんな町民の要望事項がカットされる。それが今までの流れだったんです。そういう二の舞をしちゃいけないということを言いよるわけです、实际的に。そこが大事なんです。ですから、一方ではそういう多額な借金を返していかにかいけん。

今、周防大島町の財政の大きな厳しい部門はどこかって言うたら住民、いわゆる町職員のいわゆる部分と 費用部分、町職員を雇い入れる部分。それ以上に膨らんでるのが公債費、借金を返す。その部分が逆転しちよるんです、实际的に。そこに大きな原因があるんです。

ですから、町長がいろんな言い方しようがどうしようが、私は財政再建をまず考えんといけないと。ずっと聞いておると、財政再建という趣旨はほとんど見られないというふうに考えております。今回、あえて財政再建から見て合理的なのかどうなのかという言い方をしましたが、その点で私は明確に答えてないというふうに考えております。財政論から見て合理的ではないか。庁舎問題と県の総合庁舎の建設等は切り離した方が財政的には合理的ではないかという質問をしておりますので、その点で再度、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 広田議員さんの御質問にお答えをいたしますけれども、財政圧迫するのは当然のことでございますけれども、しかしながら、今、県がそうした総合庁舎を建設する、あわせて南海・南海地震の避難場所とあわせて町民ホールを建設するというところでございますので、私はこの時期を逃すべきじゃないというふうに思っておるわけでございます。したがって、できるだけ経費の節減等々を図るといふことにいたしますと、やはり現在、久賀にある庁舎もこれも当然のことながら利用しなければならないかなというふうに思っております。したがって、あらゆる面で経費の節減を図りながら取り組んでいきたいというふうに思うわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一般的な経費の節減をしながらという言い方をされても、新たな負担なるんですよ、实际的に。实际的に、例えば、私がここをつくる時の建設時の特別委員長でしたが、これが大体12億円ベースじゃったというふうに考えております。隣の文化センターが10億円をちょっと超えたベースだったです、实际的に。

そうした県がつくろうとする部門については、それは当然、県が判断することなんです。しか

し、少なくとも町は合併時、どういう議論をしたかと言えば、ベースとして新たな箱物はつくらまあやというのが庁舎に関するベースの原点じゃなかったんですか。新たな箱物をつくらないということからいろんな議論がされて、実際的には合併に至ったんじゃないんですか、実際的には小委員会での議論もそうではなかったんかと思うんです。

それは当然、小委員会の中でも財政議論があったからだというふうに思うちょるわけです。財政議論抜きに小委員会の中でも実際的にはああいう格好になったというのも客観的事実じゃなかったかというふうに思うちょんです。その辺についてもやっぱり率直に見ちょかんにゃいけんのじゃないかというふうに思うんです。

今みたいなやり方だったら、御無礼ですが、合併前にやりたくった方が勝ちよっちゅう議論になりますよ、今のような財政運営なら。それは困ると。少なくとも合併時点でいろんな5年間、合併議論が2年間あったとしてもですね、実際的にはかなりの年数について財政再建を議論した町とですね、全く財政再建についてですね、予算から見ればですよ、全く財政再建が飛んじょるような町と果たして一緒の水準で議論ができるかどうか。これも私は非常に不愉快な、逆に、議論であります。やはりそれなりにですね、気分的にはですよ、財政再建をきちっと抱えながら中本町長のいわゆる方向を出していかにゃいけんのじゃないかという点があるんです、当然。

ですから、今、私はあえて仮に11月ごろ、いわゆる実際に県が出すと、仮に、出されると思いますよ、県は県で。それと、庁舎の建設、それ、当然、県がつくる、例えば多数議決でも一緒でしょ。県は2分の1の議決でその箱物できます。しかし、本庁とすれば、これは少なくとも本庁の位置の移動については特別多数議決の対象ですよ。重みが違うんです。重みの違うものを一緒に議論してもろうても困る、ということなんです。じゃ、切り離れた方が合理的ではないかということなんです。本庁っちゅうのはそんだけ重いものなんです。

もう一点、聞いちょきたいと思いますが、町長は 町長、町長は合併後のいわゆる条例提案のとき、本庁の位置にかかわる部分について答弁されました。いわゆるあのときの答弁は、庁舎の位置について質問されて、下りがあります。覚えちゃってですか。で、その中で、庁舎の位置としてどうかという付帯決議等を考えてどうかということに対して町長は、本庁については周防大島町でいいですよと、自分は考えるという答弁されました、条例設置のときにね。条例設置のときに。その感覚的な部分は実際的どうだったのか、改めて聞きたいというふうに思います。条例設置のとき。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 条例上と言いますが、その当時でも今も変わって私はおらんと思いますがね、気持ちそのものは、と思いますが。ただ、11月ごろ県の基本構想ができるということでございまして、しからは周防大島町の庁舎というもの、分かれるかということになりますと、恐

らく私の想像ですけれども、県はほんのちっちゃいものをつくるだろうと。避難場所につきまして小さいものをつくるだろうということでございます。

周防大島町の庁舎を併設することによりまして県も500人から1,000人規模というようなことを聞き及んでおりますが、できることによってそうした大きな規模のものをつくって、大島郡のために危機がないようにということで避難場所など、かつまた総合センターというのをつくろうかということでございますので、周防大島町の庁舎というのを私は分離すべきではないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 結局は県は小さなものをつくると。県単独なら小さなものをつくると。そして、実際的には周防大島町の本庁が移るから大きなものをつくるという発想と思います。私はですね、その発想なら県は県で実際的などの程度の規模のものをつくるかちゅうのはね、やっぱり県議会の中でよう議論されるべきもんじゃというふうに考えております。

それが果たして実際に先ほどから聞いてますと、土地は手当てすると。ほいで、土地はすり替え、いわゆるすり替え、県の所有すべき土地とすり替え。そうすると、結果的には新たな土地も実際的に将来的にどういう運用ができるかもわからない、県の土地。それが町有地なる、いう状況みたいで、実際的には。

そういうことになると、私はかなりですね、いわゆる県の総合支所と本庁舎を合築併設するという方向は、私は基本的には新たな負担、先ほど言いましたように合併時のそれぞれの1人当たり言いました。ほいで今から先、あなた方がいわゆる絵をかいた新町の財政計画を含めました新町建設計画、これもかなり見直しをせんにゃ、実際的には財政上は困難を来す部門が出てくるといふふうに私は思うとります、実際的に。そういう中で庁舎の位置だけそれを法定協の中での議論だけ抜いてから議論すると、私はおかしな格好になると。本当に自分たちが書いた新町建設計画なり財政議論なりをきちっとしなけりゃ、実際的な本庁の位置の決定を考えていかんと、今でさえ大変なんです、地域は。

ですから、福祉や教育部門の予算をいわゆる維持しよう思うたら、そういう箱物に多額の金をかける時代じゃない、いうことなんです。それをあえて言うて終わりにしちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁はいいですか。

議員（16番 広田 清晴君） はい、いいです。

議長（新山 玄雄君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいのごさいますので、再開をいたします。

一般質問の続きを行います。次に、23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 災害関連につきまして2点ほど質問をさせていただきます。

初めに、油流出事故についてですが、御存じのとおり大島郡南部海域は、瀬戸内海海上交通の主たる航路であり、数多くの船舶が航行しております。座礁衝突事故を大小合わせると年間数十件に及んでいると聞いておりますが、そのような中で8月の10日に発生したアジアコンサート号の衝突沈没事故による油の流出は、本町に多大な被害をもたらせております。この事故に対し、町の現在での対応はどのようになっているか。また、今後の危機管理はどのように考えているかを質問いたします。

次に、流木、発泡スチロールについてですが、台風、豪雨により、大島全域に漂着する流木、発泡スチロール等が増加しつつあります。これらの処理について町の対応、今後の方針をお聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、小田議員さんの油の流出事故についての御質問にお答えをいたします。

まず、経緯を申し上げますと、8月10日に柳井市の平郡沖で貨物船同士が衝突をしたわけでございます。そのうちの1隻が沈没、油の流出が起きたという事故であります。事故発生日の夕刻から本町にも油流出の影響が出るおそれがあるということで、関係漁協及び関係各課で海上災害における緊急対応の第1警戒体制をとったわけでございます。

その後、16日には片添ヶ浜海水浴場に油が漂着し、海水浴にはふさわしくないということで遊泳禁止措置をとったわけでございます。砂浜の油の回収作業を行いまして、17日の午後からは片添ヶ浜の一部について遊泳禁止措置の解除をいたしました。

海上保安部等の情報では、流出した油は沈没地点から東は愛媛県の中島町、西は上関町の八島周辺まで広範囲に漂流をしており、潮の干満や潮流によってどこに漂着するか見当がつかないところがありましたが、今の状況はほぼ沈静化している状況でございます。

しかしながら、この事故で漁業関係者や郡内有数の海水浴場である片添ヶ浜の遊泳禁止措置をとったことで経済的な被害が発生しております。漁業関係者につきましては、このたび沈没した貨物船の船体撤去と漁業者等の被害をこうむった者に対する適切な対応をするよう、要請文を知事と関係市町が連名で船主あてに提出する手はずになっております。また、海水浴場関係者で構

成をいたしております片添ヶ浜地区活性化対策協議会におきましては、遊泳禁止措置による被害連絡会議を開催をし、保険会社との交渉に入っているところでございます。

町といたしましては、基本的に商工観光課を相談対応窓口といたしまして対応しておるわけですが、個々の交渉についてはそれぞれにお任せする体制としております。

今後の危機管理であります、御案内のとおり周防大島町地域防災計画を現在策定中であり、今回の事故に対する対応は、旧4町が策定をしておりました地域防災計画に基づきまして活動したものであります。新計画の中にも災害応急対策といたしまして海上災害対策計画を記述をし、現況に見合った対応をするよう計画をしておるわけでございます。

したがって、新計画ができるまでは旧4町の計画、新しくなれば新計画に応じた体制で臨むことにしておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、流木、発泡スチロール等が非常にたくさん流れてきておるわけございまして、その対策につきましても御質問でございますが、このたびの台風14号及び集中豪雨によりまして、漂流、漂着しております流木が各所で確認をされまして、一般海域での安全航行について喚起をされております。沿岸域では打ち上げごみ、漂着ごみが各所で自発的に集積保管をされております。こうした中で漁港、港湾の港内にも漂着をしておりますが、これは日々変化をし続けている状況のようでございます。

したがって、状況にもよりますけれども、港内での操船、係留等に直接支障を及ぼすもの、人力で引き揚げられないもの等、地元対応できない流木などにつきましては、関係漁協と協議をいたしまして所管する県、町で対応していかなければならないと考えております。また、地域で集積された漂着ごみについても同様でございます。

なお、一般海域で漂流している流木等につきましては、今しばらく様子を見させていただきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） まず、油流出事故の件ですが、商工観光課が対応すると。8月10日の事故以来、早急に総務課を中心に対策委員会を立てていただきまして、各集落から要望があった箇所について早急な対応をしていただいております。

そういった中で情島から大水無瀬、小水無瀬までの旧東和町海岸線につきまして、20数力所の油の漂着が認められました。そういった部分も保険屋さんの方と対応をいたしましてほぼ取り除いた状態であります。が、しかし、今後、漁業資源に影響する問題が残ってこようかと思われま。

そういった部分で今、町長はそれぞれに対応はお任せするというようなことですが、町として周防大島町全体の漁業資源の面から、あるいは片添ヶ浜海水浴場の遊泳禁止にしたことによる

8月16日以降の補償問題、かなりシビアな問題が出てくると思いますが、窓口を仮に総務課なら総務課ということで対応をしていただけないものかどうか。この点をまずお聞きいたします。
議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） ただいま町長の方が答弁いたしまして、それぞれ対応についてはお任せするというごさいますが、これにつきましては、海水浴場の関係でいわゆる片添ヶ浜の地区の活性化対策協議会というところで話をした段階で、基本的に商工観光課を相談窓口ということになるわけでごさいますが、当然、個々のいろいろな営業補償とかもろもろについてはそれぞれ対応の考え方が違って来るだろうと思いますので、だから、個々の交渉についてはそれぞれにお任せするというお答えをしたところでごさいますので、決して町はほったらかしにするよという意味ではございませぬ。で、特に海水浴場の関係については、商工観光課が保険会社とつなぎをとるという格好で、総務課もかんでおりますけれども、基本的には商工観光課が地元の方との御相談には応じるという体制にあります。

漁業補償関係については、今のところ県の漁連の方も前面に立って県知事も含めての要請文を出す。まず、船体の引き揚げとかいろいろ要請文を出すということでごさいますので、もうしばらくどういった状況になるか、様子を見させていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） わかりました。結果を知らせていただきたいと思います。

今後の危機管理の件ですが、油の流出事故というのはそんなに再々起きる事故ではないように思いますが、この海域で柳井市、周防大島町、中島町ですか、こういう3関係市町村でオイルプロッターという吸着フェンスみたいなんがあるんですね。そういったものとか、中和剤というものを備える必要があるんじゃないかと考えております。片添の浜に打ち上げられました重油につきましても、オイルプロッターという吸着フェンスをもし、今のサメヨケネットのところにやっておればですね、浜までには打ち上がってないわけです。潮の流れ、風を考えると、片添に打ち上がるのは想定がつくものだったと思います。そういった場面で1日、2日前にそういうネットが張れておれば、片添のそういう民宿、海水浴の被害は防止できたんじゃないかと考えております。

調べましたら、20メートルで大体1万5,000円から1万6,000円、メートル七、八百円ぐらいの値段であるらしいです。片添が300メートル、500メートルとしてもそんな大した金額にはならないと思いますが、そういったオイルプロッター、吸着フェンス、中和剤、事故が起きて初期の段階であれば、まず海岸域には被害が起こらないというような話も聞いておりますので、そういった部分をそういう関係市町村で備えて、事故が起きたすぐ翌日にはそういう対応がある程度できるというような考え方をしていってはどうかと思いますが、この辺についてお

考えをお聞かせください。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 御指摘のオイルプロッター、フェンス、中和剤等々の関係でございますが、私どもも片添ヶ浜に油が漂着した後にこういったものがあるというのを確認をしたところであります。

したがいまして、小田議員の言われる柳井市、あるいは大島、中島、これ、当然、県が違いますし町が違いますので何とも言えませんが、こういったものがあるということで緊急の場合の体制という形で今後勉強もしてみたいし、検討もしてみたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 次に、流木の件ですが、去る9月の9日でしたか、台風の影響で広島湾から流れ出た流木が大量に岩国、大島周辺に流れ着いております。そういった中で、下田港にかなりの量の流木が流れ着いて、金曜日だったと思いますが、急遽、町の方にどうしたもんかというお話をさせていただきました。ところが、下田港は港湾であるから管轄が県であるということで、県土木の方に対応をお願いするというので、その日の夕方来ていただきました。

そういった中で、どうしても人力だけでは作業ができないという部分で重機の借り上げは県がやりましょうというようなことが決まりまして、翌日、土曜日に午後、下田地区の関係組合員さん、関係者20名で船を三、四隻出しまして、ダイバーを三、四人入れて、港湾内外の流木を船揚げ場付近に全部集めまして半日かかり、ほぼ5時間、重機動きっ放しの状態で陸揚げをしたところでございます。

その後、週明けまして13日、県土木の方に岡村部長も同伴していただきまして、これからの対応をお願いするというのでお話に行かせていただきました。予算的な面もあるのでなかなか返事ができないということでしたが、せっかく上げた流木がまた潮が満ちてきて流れては困るということで、今、故障だから、この二、三日のうちに何とか処理してほしいという願いをして帰ってきたわけですが、それから1週間がたちまして 1週間というか、きょうでちょうど1週間になるんですが、潮も大潮になりまして、満潮になりますと潮位もかなり上がって、せっかく上げた流木がまた流れ出ているというような現状であります。

こういったことを踏まえまして、場所によってその対応が町とは関係ないとかですね、これは何課の問題だというようなことがかなり仕事がおくってくる大きな原因になろうかと思っております。せっかくですのでこういった機会にですね、例えば、旧東和町は、東和総合支所の窓口と言えば、そこから先はその担当で仕事の配分なりをやってすべて対応してくれる。久賀でもそういった件が上がってるようですが、総合支所の窓口と言えば、そこから先のこととはすべて対応してもらえというような形が望ましいと思っておりますが、その辺について意見をお聞かせいただきたいと思

ます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回の県の港湾と町の漁港の管理の権限の問題でございますが、総合支所に申し出をしておけば、すべてそこで調整していただきたいということのようでございますが、例えば、総合支所の業務というのは、できれば総合支所の中で完結するというふうな部分を総合支所の業務として担っていただくというふうなことでないと、なかなか総合支所の職員が本館に行き、県に行き、どこに行きというふうな調整が非常に難しいということでございますが、先般、産業建設部長と議員さんと御同行いただきまして県の土木事務所の方に出向いたということでございますが、いずれにいたしましても、県の方もなかなか県が管理しております港湾施設をすべてを流木の漂着についての対策がとれないという状況であったと思います。町の方も当然、漁港施設も合併いたしまして相当数に上っておるわけでございますから、これらを県と町のをまとめてというのも非常に難しいという状況にあります。

それで、先般来では非常に港湾施設の中、または漁港施設の中にあるものについては、できるだけ上げるのは県に上げていただき、町の分の漁港については町で上げたいと。それと、上げたものについては町で処理したいというふうなある程度の基本方針を出して対応しておるところでございます。ということでございますので、総合支所に申し出たら総合支所の方がすべてを調整するというのは、ちょっと今のところ少し難しいのではないかと考えております。

そういうことでございますので、この県の港湾と町の漁港と、というのは、当然、その漁業者の方からすれば、特に色分けができてるわけじゃございませんので、当然、たまたま利用しておるところが港湾だったり、たまたま利用してるところが漁港だったりというだけでございますので、漁業者の方にとっては非常に納得いきにくいということになるんかと思いますが、これは実際には管理の権限というのは明らかに分かれとるわけでございますので、町と県の方が連絡をとり合って、調整しながら対策を進めていくということになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。町の方で言いましたら産業建設部、または水産課というところで調整を図ってまいりたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 一般住民の方々はどうですか、漁業者にしてもそうですが、今言われたとおり漁港であろうが港湾であろうが関係ないわけです。で、港湾だからといって、そのことについてわざわざ県土木まで足を運んでお願いをせんにゃいけんということに問題があるんじゃないかということです。予算はどこがついてもいいわけですよ。その処理を町の方針として、上げるのは地元で対応して上げた 港湾の管理は港湾、県がやり、漁港の管理は町がやると。で、上げたものについては町がやるという方向性さえきちっとできておればですね。例えば、下

田であろうが、油宇であろうが、伊保田であろうが、総合窓口の窓口に行って、ここそこにごみが上がってどうしようかという問題を上げた時点で解決できるわけですよね、方向性ができておれば。それを窓口を総合支所じゃいけないんですかということをお願いするわけですから、問題はないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 総合支所の窓口に申し出られるということについては、漁業者の方は当然、東和町の漁業者であれば久賀の庁舎まで行かなければ、産業建設部がないわけですから、そのことについてその総合支所に申し出ることについては全く問題ないと思っております。ただ、総合支所が最後までを完結するという、要するに水産課をずっとその県の港湾課と一緒に完結するまでを総合支所にしてというのは非常に難しいという意味で申し上げたわけございまして、総合支所の方から連絡すれば、当然、その本課である産業建設部、または水産課の方から県との調整を図るということは本課の方でやるということにしたいと思っております。

ただ、先般は議員さん、漁協の責任者でもございますので、県の方にも一緒に出向いていただいていただいたと思いますが、ただ、県の方も今回のこの漂着物については非常に難儀してるということでございまして、港湾の内外、または一般海域にも相当流れておるようございまして、まず、第一には係留する船舶の影響、または出入りする船の影響のある港の中をまずやろうということで県と町とでは今話がついたということでございます。それで、総合支所に申し出ていただいた後は、当然、その本会であるところで調整をさせていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 総合支所に申し出れば、その後の対応は本会でやっていただけるということで了解いたします。

先ほど申しましたが、県の方に岡村部長と一緒にお願いに行きまして、潮が満ちてきてまた流木が海に戻ったりしたら、意味がないということで、二、三日うちにどうにかならんかというお願いをして帰ったところですが、いまだに積み上げたまま。潮の来ているところはまた流れ出しているという現状ですが、岡村部長、その後、県の方は何かあったんですか。僕は先週中にやらんや、また潮が満ちて流れ出すよと。今度は人災になるよというような話もしたと思うんですが、その辺は県の方とは何か進んでますか、話は。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 先週金曜日ですが、大島土木事務所の所長さんから県の方に用があって、このごみの対応の処分の費用等も踏まえて協議をしてきますという報告を受けております。その回答につきましては、本来でしたら本日いただけるはずなんですが、議会ということで、本日帰りましてまたその辺確認したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 最終的に今、陸揚げしちよるわけですね、下田の流木については、で、県に行った感じでは予算、分別する予算、トラックで運ぶ予算、そういった部分の予算が決まらないから動けないというようなニュアンスでした。今、実際上げてるわけですから、町で運ぶわけにいかんのですかね。もう流れ出してますよ。町で運び出してその予算を最終的にどっちが出すかっていうのは後の問題で済むんじゃないんですか。その辺どうですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 本日早急に土木と協議をしますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。急ぎます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 協議した結果を早急に対応していただきたいと思います。下田港だけでなく、大島郡各港でそういう問題も苦情対応をお願いするという部分も出てると思いますので、明確な基準をつくっていただきまして、総合支所に申し出れば、それがすべて機能するというような形でお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、小田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、14番、松井岑雄議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 14番、松井岑雄でございます。本日、2点ばかり一般質問をさせていただきます。防災対策についてが一つ、介護予防対策についてを一点とします。

最初に、防災対策についてお伺いいたします。

現況、石油資源に依存して豊かな人間社会の構築とともに地球の温暖化や環境破壊によるエルニーニョの現象の拡大、あるいはまた大型化する台風災害、水害、世界的な規模で被害が増加しております。

今回のフロリダ半島を襲った超大型モンスーンカトリーナの風水害により、多大な損害をこうむったところであり、ハリケーン被害に遭った人たちに心からお見舞いを申し上げます。なお、いまだに水は完全に引いていないのが現実であります。

世界最大の環境の破壊国であるアメリカ、それでも京都議定書にはサインをいたしておりません。経済性が優先か、あるいはまた人間性を尊厳する社会なのか。みんなで知恵を出し合って将来を受け継ぐ子供たちを守るように努力すべきであると考えます。

また、周防大島町は東南海・南海地震の指定地域でもあります。議会においてもただいま特別委員会のメンバー、田村座長を中心として連日、この防災対策について御議論をいただいております。

ますけども、周防大島町民の生命、身体及び財産を守るために1日でも、また一刻でも早い町長の指揮命令系統の伝達ができる放送設備が必要と考えております。

先日の周防大島町の総合計画の中を見ますと、記載されておる内容につきましてちょっとだけ中身をひもといてみます。

地震や台風などの自然災害に備え、正確な情報収集、伝達を行うための通信整備や防災指揮機材の備蓄、自治会の福祉団体などの自主防災組織の育成を図るとともに、非常時のライフラインを確保のために大島大橋の耐震化や海路の充実など、災害から住民の生命、身体及び財産を守る総合的な防災体制の確立を進めます。こういうふうに書いてあります。

特にこれから台風災害、もう毎年のように来るわけですが、ことしも随分、水害にも遭いました。しかも、さらに南海地震・東南海地震の一つの大島は地域指定にも入っておりますので、特に一番最初に私たちがやらなきゃいかんのは、周防大島町になった住民を全体が守れるような形に町長の指揮命令系統ができるような方法を考える必要があると思います。

以上のような事項を何よりも早く全町民の安心、安全を守るために実現化し、具現化し、早急にやりたい、町長のお考えをいつまでにやるかを。以上の6項目ぐらいの中から1つ選んでいただきまして、今後の方向性等をお示しをいただきたいと思います。

続きまして、介護予防についてお伺いいたします。

この介護予防対策は2000年の4月にスタートして以来、この予防っていう方向性、一つもありませんでした。けども、2000年の4月にスタートしましたが、高齢者を今日まで社会全体で支えてきましたけども、介護保険の仕組みが今また大きくさま変わりをしようとしております。

本年6月の22日に参議院の本会議で成立しました改正介護保険法は、介護保険制度実施以来初の改正でもあります。主に改正をされるポイントにつきましては、一番目に、介護予防サービスっていうのができました。これは新予防給付の創設でございます。二つ目は、地域包括支援センターの新設によるケアマネの実施っていうのが取り組まれておりますし、各相談窓口の設置が必要と義務化されております。三つ目には、在宅施設間のサービス利用者の負担の公平化のために、施設の居住費、食費を保険対象から除いて原則自己負担制度にする。これを導入されているわけでございます。四つ目は、通所中心のショートステイなどを組み合わせた小規模多機能型居住介護、旧大島町でも実施してきましたが、夜間対応型訪問介護などの地域密着型サービスの創設がされております。五つ目にも、サービスの質の向上のために、事業者の情報開示を徹底して、業者指定6年、ケアマネの資格が5年、これを更新制度にされております。で、これを義務化したところでございますけども、新しい介護保険制度がスタートして、全国の各市町村が地域に密着したより質の高いサービスを供給していくことが今強く求められております。

この10月から施行されます介護保険の施設給付に対する自己負担の見直しに見られるように、従来、名目だけであった「施設から在宅へ」というスローガンが現実に利用者にとっての利害という問題として意識され、在宅への大きな流れとなるこれからの施設を利用するということはお金がかかるということと動議となりまして、非常に難しくなるんじゃないかと。むろん低所得者に対しましてはその対策は講じられておりますけども、当分の間は支障がないかもしれませんが、約10年、あるいはまた20年くらいのスパンで見ますと、「施設から在宅へ」という本格的な稼働が始まるかなというふうにも思いますし、これも認識された方がいいんじゃないかというふうにも考えます。

高齢者は地域で住むことがやっぱり今後、特に必要とされる考えでもあります。本町でもマネージメントにつまましてそういう機能は行政が責任を持ちますけども、サービスの提供は民間もどうしても参入すべきであると。地域の高齢者の生活支援は住民の領域として役割分担を明確にしなが、ふくそうしたサービスのネットを張りめぐらして高齢者家族の町づくりを進める必要性がありそうです。一日でも早く長く住み慣れた自分の家で従来の生活を営まれるような社会環境づくりが今後挑戦していくべきだと考えますが、これらに対しまして高齢化する大島全体の介護予防が今後、1万人くらいになるかなというふうにも考えますので、この辺を踏まえての回答もお願いしたいと思っておりますし、あるいはまた温泉施設を利用した取り組み、あるいはまたもっともっと元気になれるような、ゲートボールはどうなのかとか、それからまたグラウンドゴルフもあるよとかっていう、生活予防、介護予防っていう一つの方向性に向かってスポーツを楽しめるような、お年寄りも元気になれる一つの手段でもあるし、あるいはまた放送設備が完全に充実してありましたら、年間を通じてラジオ体操ならただでできるんじゃないかっていう方向性も考えておりますので、ぜひこの辺を町長、ひとつ御回答をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 松井議員さんの方から防災対策についての御質問でございます。第一点が防災対策でございますが、お尋ねの旧町での防災行政無線の設置状況及び宅内スピーカーの設置期限についてであります。防災行政無線の設置状況は、現在、大島地区には屋外スピーカーが45カ所ございます。それから、旧橋地区には屋外スピーカーが19カ所と、それから屋内スピーカーが全世帯に設置をしてあるわけでございます。

なお、久賀地区及び東和地区には防災行政無線は設置をされておられないわけでございますが、現在、同報無線や屋外放送施設及び農協の宅内有線放送等によって、地区住民へ伝達をしておられるようでございます。

今後の計画につきましては、防災行政無線の未整備地区の久賀地区及び東和地区の屋外スピー

カーを順次設置したいと思っております。その後、屋内スピーカーも順次、全世帯へ平成22年度までには一応設置をする予定にしております。

それから、三番目の避難場所でございますが、避難所での対応についてであります。現在、各旧町の防災計画において指定をされております127カ所を避難所として、引き続き、避難所として取り扱うよう周知をしておるわけでございます。

なお、さきの台風14号におきまして、避難所26カ所に180世帯222人の方が自主避難をされたわけでございます。また、民間の施設においても、ボランティアで避難所を1カ所開設をしていただきました。

避難所での対応でございますが、まず、避難所の施設管理者へあらかじめ協議をいたしまして、避難所を開設をした場合、防災行政無線や広報車等で地域住民へ避難所を開設した旨の周知を行っておるわけでございます。避難所におきましては、施設管理者、町職員等が避難者の対応をしておるわけでございます。

毛布などの備蓄については、一部の避難所では準備をしておりますが、そのほとんどは自主避難ということで対応しておりますので、基本的には避難される方が食料等を準備をされまして、避難していただくようお願いをしておるわけでございます。

老人及び障害者の避難所への送迎であります。基本的には御自身、または親族の方が送迎になるうかというふうに思っておるわけでございます。

それから、二番目の御質問の介護予防対策についてでございますが、介護予防事業につきましては、現在、町の老人クラブ連合会に委託をしております「ゲートボール等、あるいはグラウンドゴルフ等のスポーツ・健康づくり事業」、町健康増進課で行っております「機能訓練、リハビリ、各種予防教室」、町社会福祉協議会に委託をしております「生活支援事業」等がありますが、地域住民が安心をして生涯を健康で過ごすことができるよう、介護予防、健康づくり等に関する一貫した相談とか、あるいは指導を専門的に行う拠点として「地域包括支援センター」の設置を考えておるわけでございます。これを中心といたしまして介護予防事業の実施を考えておるわけでございます。

こうしたことに伴いまして今後、町の機構についても考えていく必要があると思ひまして、福祉課とか健康増進課、介護保険課、これらの機構改革を視野に入れまして、さらに充実した介護ができるように考えていきたいというふうに思っておるわけでございます。

その介護予防対策につきましては、温泉を利用した取り組みについて申し上げますと、現在、竜崎温泉「潮風の湯」の増改築工事を実施をしておるわけでございますが、これに併設をいたしまして温泉を利用した温水浴プールを設置をしております。現在進捗しておりますが、平成18年3月には何とか完成の予定でございます。

周防大島町の産業構造は今まで柑橘を中心とした農業と漁業が基幹産業であったわけですが、その重労働から腰やひざに非常に負担をかけておられる方が多いわけで、特に本町は地形が急峻なことからいたしまして、農作業による腰やひざにかかる負担が大変高いわけですが、これに伴いまして腰の痛み、あるいはひざの痛み等の筋骨格系の疾患が大変多く、県内の平均よりも受診率が高いわけでございます。

したがって、温泉プールを利用した水中運動によりまして、水の浮力により足、腰への負担は肩まで水につかれれば10分の1になるということでございますので、こうした水の抵抗によりまして筋肉に自然に負荷がかかるため、陸上よりも簡単に筋力を鍛えることができます。

このことから、温水プールを利用した介護予防対策といたしまして、竜崎温泉の泉質は腰痛、膝痛等にも効果があるわけでございますので、その効果と合わせまして水中運動を取り入れた健康運動指導士等を導入いたしまして、それによる指導によりまして町主催の腰痛予防教室等を開催をいたしまして、こうした方に対する対応をしたいというふうに思っております。

また、町主催の教室等、開催時以外にも健康運動指導士等のインストラクターが一般客に対しまして指導できる体制を今後も構築していきたいと考えておるわけでございます。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。最初は、防災無線の方からちょっとお聞きをいたします。

防災無線につきましては、今、旧大島町が45カ所、橋が屋外が19カ所と。で、あと屋内が全戸設置してありますと。で、久賀町と東和町はないわけでありまして、町長、この久賀町と東和町の旧町2町にわたる屋外スピーカーの設置がいつごろまでに可能になりますかね。この辺をちょっとお聞きしたいと思うわけでありまして。

どうしてかといいますと、組長の指揮命令系統っていうのは、町長、御判断、一発でなるわけですが、避難指示、あるいはまた勧告につきましても、町長から発するものが第一の目標とされるわけでありまして、非常にこのくらいことしのようにあんまり、ことしはそんなに台風の大風による被害はなかったんですけども、水害が多かったということでございまして、やっぱり避難指示、勧告というのはやっぱり町長責任だと思っておりますし、全町をお守りするのもしっかり町長の責任だと思うわけでありまして、とりあえず東和と久賀をどうにか屋外スピーカーだけでもつなげないかと思っておりますので、ちょっとこの辺がわかれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

久賀地区と東和地区の屋外スピーカーの件でございますが、防災行政無線、4年から5年を見
ておりますが、最初の一年、二年くらいで久賀と東和の屋外スピーカーを設置したいと思いま
す。先ほどもありましたように、その後、屋内のスピーカーを順次整備していきたいというこ
とでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。大体2年間以内ぐらいってことは、とりあ
えずは間に合うかどうかわかりませんが、早い方がいいというふうに考えます。屋内スピー
カーにつきましては、順次でも間に合うと思うんですね。今みたいに風水害が非常に大き
い 時期的なものですからやっぱり早く設置すべきだと思いますし、どっちかっていう
と町長も我々も町民に指示をされているわけでございますので、私たちはその代弁をするとい
うのが義務でもありますし、町長はそれを守るのが義務でもあるわけです。

避難所につきましてちょっとお聞きします。

現況127カ所ありますけども、そのうちの寝具 設置状況がございまして、これ、毛
布か何かでもいいんですけども、総務部長、この辺の避難に対して寝具の設置状況に各区橋は区
です。大島は老人憩いの家とかいろいろな名前がついてますけど、そういう避難する場所に
5枚くらいでもそういったものの設置ができないですかね、寝具、毛布、あるいはまた簡素化し
ても。食料についてはちょっと難しいところがありますので、やっぱり寝具を各、区とか老人憩
いの家とかいう避難場所に5枚くらいでも設置しておけば、とりあえずは当面守れるんじやな
いかなと思いますけどもね。その辺いかがでございますか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お尋ねの寝具っていいですか、毛布類になるうかと思えますけども、
今現在、把握してる枚数は252枚、備蓄っていいですか、あります。今言われましたように、
ある施設においては必要に応じてですね、いろんな公会堂とかお寺とか、それから学校とか、い
ろいろなところが今現在、127カ所ですね、旧町での避難所として指定されているところがご
ざいまして、その252枚を有効に配布っていうか、交付していきたいというふうに考えてお
ります。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） はい、わかりました。252枚あるのはわかりましたけども、
お寺とか公会堂っていうとほとんどの人がどこにあるかわかんないわけです、実は。その
252枚、備蓄してることはわかりました。けども、どこにあるからそこへ行って借りなさい
とかっていう指示もできないわけです。その辺をちょっとはっきりしていただけないか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 基本的には各総合支所にありますので、総合支所の方においてはどこの避難所というのは把握しておりますので、もしか避難所を開設するとなれば、その場所に毛布が要る場合にはですね、何枚お願いしますって言えば、そこへ運ぶと、持っていくということになると思います。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） はい、わかりました。総合支所にお聞きすればわかるということになりましたので。

今の老人及び障害者を送迎する場合には、やはり今、消防がほとんど対応してるわけなんです、各部落の。だから、この消防団が非常に危機管理の最前線にいるわけでごさいますて、大変な御難儀をいただけてますけども、やっぱり今んところは変えようがないっていうんで、消防団に一生懸命頑張っていたいただけてるのが現実でごさいます。

続きまして、介護予防対策について1件。高齢化する今の非常に難しいとは思いますが、生活支援事業の中の要介護とか要支援とあって、支援1とあっていうのがありますが、一番軽い方向性を外せばうんと楽になるかなっていう、一つは本当は本音を言いますと介護保険を払ってる人にしられそうですけども、もっともっと簡素化した、5段階に分けてありますが、一番軽い要支援っていうのを除きまして、2段階ぐらいからの受け付けにするともっと楽に稼働できるんじゃないかなという方向性がありますので、これは馬野生活、福祉課長の方で今後ちょっと御検討いただきたい一つの課題でごさいます。私が考えてるのはちょっと違うかもしれませんが、やっぱり初歩的に今後動く方向として、やっぱり支援を受けてる側っていうのはそこまで要らないよっていう人もいるわけでごさいますて、その部分をちょっと今後の課題としてまた考えていただく。また、一応、詳しくは相談に行きます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、19番、木村潔議員。

議員（19番 木村 潔君） 19番、木村でごさいます。1点だけいろいろと確認、並びに質問をいたします。

通学路の外灯についてでありますけれども、町内の国道及び県道環状線の一部は、小中高校生の通学路と重複している場所が多くありますが、その外灯の設置状況が相当地域差がありますので、その辺についてお聞きしたいことがございます。

例えば、橘地区の庄南海水浴場から大泊に至る間、吉浦から秋に至る間、この辺は各集落の間

は十分あるんですけども、集落と集落の間が点在している数が少ないと。また、沖浦におきまして、津海木のトンネル前後は十分光がつながってるんですけども、津海木から戸田間、戸田・横見間、また横見・日見間という。やはり集落の間が また、日見から志佐に至る間という箇所において、相当光が全くない状況の箇所が数多くあります。また、横見においては、集落の中にあっても全く光がないという箇所も多くあります。総じて言えば、国道側の方が県道の周囲に比べるといいかなという傾向があるようには思いますけれども、残念ながら1人ではそこまで詳しく調べることができませんでした。

これからは日没時間が早くなり、特に中学生が部活が終わって帰るころには相当暗くなって、自転車の明かりだけではやはり危険が伴うと思います。キャッチフレーズの「元気にここに安心して21世紀に羽ばたく先進の島」ということもかんがみまして、こうした外灯の 本当は全土に外灯が十分になることが必要だと思いますけれども、当面は通学路に関して、そうした部分をどのような状況になるかは調査及び不足しているところには設置計画がどのようにしてあるのか。そういった部分をお聞きしたいと思います。

もう一点は、外灯の種類が水銀灯と蛍光灯と、多少、例の赤っぽい、私はナトリウム灯と書きましたが、それが合ってるかどうかはちょっと、その辺もお聞きしたいんですけども、この3種類がありますけれども、どうしても白色でない黄色っぽい光はほかの2種に比べて半分ぐらいの効力しかありませんので。だから、光が届かないのは特にこの明かりの方の外灯のところは全くどちらの外灯からも距離が届かないと。ちょっと目標にはなるけれども足元まではちょっとよく確認できないと。そうした感がかなりありますので、そこら辺はその電気の消費量がそれだけ少ないのであれば、それだけ本数もふやしていただくと。そういうことも考えていただきたいと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 木村議員さんの通学路の外灯についてのお尋ねでございます。

町内の道路照明は、集落内については自治会におきまして20ワットの蛍光灯を防犯灯として設置する場合には、いわゆる小規模施設整備事業補助金で補助をしておるわけでございます。

国道、県道、主要な町道には、スポンサーの外灯や旧町で設置をした町管理の街路灯があるわけでございます。旧、各町ごとの町管理の街路灯は、現在691本ございます。照明灯は、既存の施設の管理に追われている現状であります。

県における街路灯の新規設置につきましては、設置基準であります交差点内の横断歩道部はすべて設置済みということで、今後の計画は予定をされておられません。したがって、県の設置以外で国道、県道及び町道に街路灯を設置する場合は、町で対応することになっております。

しかしながら、旧4町での街路灯の設置の基準、あるいはまた考え方はそれぞれ異なっておりますので、旧町単位で大きな差があります。新町としての設置基準を策定をいたしまして、今後は整備方針を明確にしていきたいと考えております。その中で設置について検討していきたいと思っておりますので、大変この数が多いでございますので難しい点も多々ありますが、検討していきたいというふうに思っております。

次に、外灯の電気料は灯具の消費電力によっても異なりますが、一般的に蛍光灯は20ワットで235円、これ、月でございますが、かかります。それから、ナトリウム灯、これは大島町がつけてるんですかね、ナトリウム灯で70ワットで515円、これ、月でございますが、かかります。水銀灯で200ワットで月に793円かかっているわけございまして、そうしたことを踏まえまして今後検討していきたいというふうに思っております。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） ありがとうございます。ということは、確認なんですけれども、県の方ではもう既に基準は満たしているのでも県での設置はもう今後はないということの確認が一点と、町の管理の外灯に関しては、まだ新町の設置基準としてはまだ策定されていないということです。であれば、今、きょうの段階でまだ全然できてなければ仕方がございませぬが、一応、めどとしてはどのころを目標にと考えてらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それではお答えいたしますが、県におきましては、既に交差点等につきましては既に終わったというふうに言っておられますので、そのように御理解いただきたいと思います。その中におきまして設置につきましては今申し上げたとおり、数多くはございますけれども検討していきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） わかりました。あとはじゃ、これはもうお願いということになるんですけれども、確かに予算的なものもあると思うんですけれども、確かにやはり暗いというのはですね、特に今後も学校の問題も出てまいりますけれども、そうしたことがやっぱり地域住民にとっても、暗いということは今後やっぱり冬場の暗い時間が長い時間帯が多いという時期にはやはり危険が多いので、そういった部分の調査とですね、で、できる範囲で早い設置というものをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、木村議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の会議は9月21日水曜日午前9時30分から開きます。

午後2時03分散会